

事前配付資料

令和7年度第9回天竜区協議会 資料

4－（1）協議事項

①追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて・・・1ページ

②春野地区における市立幼稚園の今後のあり方について・・・・・・・・5ページ

4－（2）地域課題

ドクターヘリのランデブーポイントの維持管理について・・・・・・・・別紙1

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	今回新たに、別紙「令和7年度パブリック・コメント一覧表(追加分)」について、案件が追加されたため、区協議会での取扱いについて協議するもの。				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>1 パブコメ(追加分)の概要 次項「令和7年度パブリック・コメント一覧表(追加分)」のとおり</p> <p>2 協議事項 上記パブコメ案件について、所管課からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>パブコメの運用区分≪市民協働・地域政策課≫</p> <p>① 原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>② パブコメ実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合</p> <p>③ 区協議会から求められた場合。</p> </div>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	12月(今回):追加分のパブコメの取扱い(パブコメ実施担当課による説明又は資料配付)を決定。 令和8年1月以降:所管課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付。				
担当課	天竜区振興課	担当者	鈴木 正浩	電話	922-0013

令和7年度パブリック・コメント一覧（追加分）

No.	① 件名	② 担当課	③ 意見募集 期間	④ 結果等 公表時期	⑤ 施行時期	⑥ 対象地域	⑦ 概要	⑧担当課による説明									
								中央区 地域分科会			浜名区 代表会		天竜区 協議会				
								代表会	中	東	西	南	代表会	北	地域分科会	天竜区 協議会	
7	浜松市火災予防条例の一部改正（案）	予防課	令和8年 1月～2月	令和8年6月	令和8年9月	全市域	<p>林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域においての火入れやたき火などの火の使用制限をするなどの改正をします。</p> <p>※あらかじめ指定する区域は、浜名区（一部を除く。）及び天竜区となります。</p>	対応									
								開催日									

【浜松市火災予防条例の一部改正について】

今春、岩手県大船渡市、愛媛県今治市、岡山県岡山市など、全国各地で林野火災が多数発生しました。特に2月に発生した大船渡市の林野火災は、林野が約3,370ヘクタール焼損し、発生から鎮火まで40日間を要する大規模なものでした。

大船渡市林野火災を受けて、消防庁が開催した「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書では、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であることが示されました。

これを受けまして、本市においても、林野火災予防の実効性を高めることは重要であることから、林野火災の予防上、注意を要すると認められる気象条件に至ったときには、市民に対して火の使用についての注意喚起等を行うことができるよう浜松市火災予防条例の一部を改正するものです。

主な改正内容

林野火災防止対策として、林野火災の予防上注意を要する気象状況に至ったときには、「**林野火災注意報**」を発令し、たき火や喫煙などの屋外での火の使用制限に努めるとともに、**指定された区域内**では、たき火や喫煙などの屋外での**火の使用制限の努力義務**を課すものです。

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況に至ったときには、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（「**林野火災警報**」）を発令し、指定された区域内では、たき火や喫煙などの屋外での**火の使用制限を義務付ける**ものです。

林野火災注意報・林野火災警報の発令基準

【林野火災注意報（以下のいずれかの条件に該当する場合に発令）】

- ・前3日間の降雨量が1mm以下 かつ 前30日間の降雨量が30mm以下
- ・前3日間の降雨量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

【林野火災警報】

- ・林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

林野火災注意報・林野火災警報発令時の火の取扱い制限の内容（注意報発令時は努力義務）

- ・山林、原野での火入れ
- ・煙火の消費（※花火の打ち上げ）
- ・屋外での火遊び、たき火
- ・屋外での引火性・爆発性物品の付近での喫煙
- ・山林、原野での喫煙
- ・取灰や火粉など残火物の始末
- ・屋内で裸火を使用する際の窓・出入口の閉鎖

林野火災注意報・林野火災警報発令時に火の取扱いが制限される区域

- ・浜名区の一部
都田地区、新都田地区、中瀬地区、赤佐地区、
庵玉地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区
- ・天竜区全域



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	春野地区における市立幼稚園の今後のあり方について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 春野地区に所在する犬居幼稚園及び気田幼稚園は、近年、園児数が大幅に減少しており、今後も一定規模の集団の中で学び、成長し合う環境を確保していくことが難しい状況となっている。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年11月時点の園児数は、犬居幼稚園は6人(満3歳児3人、年少1人、年中2人)、気田幼稚園は2人(年長2人)である。 「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、春野地区における市立幼稚園の今後のあり方について、在園児保護者、地域の子育て世帯の保護者、地元自治会連合会と協議を行ってきた。 				
対象の 区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>保護者の要望や新年度の園児募集の結果を踏まえ、市として次のとおり進めていくことについて、ご意見を伺いたい。</p> <p>①春野地区の市立幼稚園を1つに集約し、集約先は、当面の間、現時点で園児数が多い犬居幼稚園とする。</p> <p>②犬居幼稚園に集約している間は、気田幼稚園を休園する。</p> <p>③最終的な集約先については、改めて保護者や自治会連合会と話し合いの機会を設け、決定する。</p> <p>④当面の集約先となる犬居幼稚園において、令和8年度から以下の事業の実施について検討する。</p> <p>ア 預かり保育(預かり保育の時間は、午前8時から午後5時30分までを想定)</p> <p>イ 統合により遠距離となる園児を対象とした通園支援(通園バス・タクシーの運行又は援助費の支給)</p> <p>ウ 非在園児の2～5歳児を対象とした一時預かり事業の試行</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	幼保運営課	担当者	三高 一平	電話	457-2114

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。